



## 無償化に関するあれこれ Q & A



**Q** 給食費も無償になるの？

**A** いいえ。給食費は無償化の対象外です。市内の保育所では、これまでどおり主食を持参してください。副食費（おかず代）は10月以降、各施設にお支払いください。（世帯の収入状況によっては、副食費の徴収が免除される場合があります）

**Q** 延長保育料は無償になるの？

**A** いいえ。延長保育は無償化の対象外です。



**Q** 3歳以上は誰でも対象になるの？

**A** いいえ。認可外保育所や幼稚園の預かり保育、一時預かり事業等の利用料は、事前に「保育の必要性の認定」を受けた世帯が無償化の対象となります。共働き等で、認可保育所の入所要件を満たす必要があります。

**Q** 今年度の途中で3歳の誕生日が来る子どもは対象になるの？

**A** 幼稚園の通常の利用料は、満3歳入園からが無償化の対象になります。しかし、幼稚園の預かり保育や保育所等は、4月1日の年齢が基準になりますので、0歳～2歳の区分になり、非課税世帯のみが無償化の対象となります。

**Q** 「保育の必要性の認定」を受けた後で仕事を辞めた場合は？

**A** 仕事を辞めた場合は、**利用中の園に申し出て、3か月以内に再就職し、新しい就労証明書を提出してください。**今後、仕事をしない場合も申し出てください。（出産や病気療養等の理由がない場合は、無償化の対象外となります）

**Q** 幼稚園の預かり保育は「保育の必要性の認定」を受けないと利用できないの？

**A** 実費負担による利用であれば認定は必要ありません。ただし、無償化の対象になるには、認定を受ける必要があります。利用できるかは、人数等によって判断しますので、利用する幼稚園にお問い合わせください。



**Q** 通っている幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行しているかを知るには？

**A** 各幼稚園または子育て支援課にお問い合わせください。



**Q** 認可保育所に通っている場合、手続きが何か必要？

**A** 手続きは必要ありません。



【問い合わせ先】  
子育て支援課（☎ 82-1207）